

令和4年度 第2回 国分寺市都市計画審議会 議事録

日 時：令和4年8月23日(火) 午後2時00分～午後2時30分
会 場：国分寺市役所 第1庁舎3階 第1・2委員会室

- 次 第：1. 開 会
2. 市長挨拶
3. 新委員の紹介等
4. 会長の選任
5. 議事録署名委員の指名
6. 資料確認等
7. 意見聴取事項
 (1) 特定生産緑地の指定及び解除について
8. その他
9. 閉 会

出席委員 (15名)

会 長：星 卓志 (第1号委員)

会長代理：新海 栄一 (第2号委員)

出席委員	：【第1号委員】	【第2号委員】	【第3号委員】
	遠藤 誠司	尾澤 しゅう	榎並 尚志
	大巻 直人	木島 たかし	西村 隆
	田和 洋太	高瀬 かおる	
	野澤 千絵	だて 淳一郎	
	本多 勝	中沢 正利	
	吉原 一彦		

欠席委員 (1名)：【第1号委員】牛山 久仁彦

市出席者：井澤 邦夫 (市長), 島崎 進一 (まちづくり部長),
山本 和希 (まちづくり計画課計画担当係長)

事務局：三田 俊子 (まちづくり計画課長), 中田 裕一 (まちづくり計画課計画担当係長),
浦川 歩南 (まちづくり計画課計画担当)

傍聴者：なし

1. 開 会

会長代理より開会の宣言

2. 市長挨拶

3. 新委員の紹介等

事務局より新委員（1号委員・3号委員）の紹介
市・事務局の担当職員紹介

4. 会長の選任

会長代理：会長の選任を行う。国分寺市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長は、第1号委員の中から選挙により定めることとなっている。選任の方法については、自薦、他薦によって行いたいと思うがいかがか。

<異議なし>

会長代理：異議なしと認める。では、会長について自薦若しくは他薦はあるか。

本多委員：本審議会会長に星委員を推薦したいと考える。星委員は、これまでに携わられた都市計画・行政分野のご経験に加え、当審議会において、大変公平公正な議事進行をされていたため、引き続き会長への就任をお願いしたいと考える。

会長代理：本多委員より、会長として星委員との推薦があったが、ほかに推薦はないか。ないようなのでお諮りする。星委員を国分寺市都市計画審議会の会長に選任することに異議はないか。

<異議なし>

会長代理：異議なしとのことなので、星委員を本審議会の会長に選任することとする。星委員は、会長席に移っていただきたい。それでは会長より、就任にあたり一言ご挨拶をお願いしたい。

会 長：再び会長に選任いただいた星です。引き続き優しく厳しく国分寺の都市計画を見守っていきたいと思います。今後ともよろしく願いたします。

会長代理：以降の進行については、会長に願する。

5. 議事録署名委員の指名

だて委員が会長より指名される

6. 資料確認等

事務局より資料確認

7. 意見聴取事項（1）特定生産緑地の指定及び解除について

会 長：次に意見聴取事項に入る。意見聴取事項（1）について担当より説明願いたい。

（まちづくり計画課計画担当より資料を基に説明）

会 長：説明に対して意見・質問はあるか。

特定生産緑地の指定申請の受付を3箇年にわけて実施しているが、どのようにわけて実施したのか。

計画担当：1年目の申請の際に、平成4年指定の所有者全員に申請書等を送付した。1年目に申請がなかった方に対して2年目に申請書を送付した。同様の流れで、1年目及び2年目に申請がなかった方に対して3年目に申請書を送付している。

会 長：つまり、1年目に全員に対して書類を送付し、意思表示がなかった方に再度送付しているということでしょうか。

計画担当：そのとおりである。

会 長：現段階で意思表示されていない方はいるか。

計画担当：意思表示されていない方はいない。全員の意向を把握している。

吉原委員：資料1裏面の数値について、特定生産緑地の指定受付状況の「特定生産緑地に指定を希望しない」が約3.03haであるのに対し、特定生産緑地指定状況の表中の解除面積合計が約2.53haとなり、一致しない。残りの0.5haは、まだ解除されていないということか。

計画担当：特定生産緑地指定状況の表中の解除面積約2.53haは、特定生産緑地の指定を行った後に解除の申出があったものである。一方で、特定生産緑地の申請受付状況の特定生産緑地に指定を希望しない面積については、もともと指定申請を出していない方も含まれている。

会 長：特定生産緑地の解除面積は一度指定したものの、その後事情が変わり、やはりやめたいとなった方の面積である。

計画担当係長：指定を希望しない約 3.03ha の内訳は、途中で解除された方と最初から指定を希望しない方の両方が含まれた値である。

西村委員：特定生産緑地の指定は問題ないと思うが、解除の場合は近隣住民に影響があると思う。近隣住民の意見をきくことは手続の中に入っているのか。もしそうでなくても、市民から本件について意見があったらお教えいただきたい。

計画担当係長：特定生産緑地の指定および解除に関して、市民の方からの御意見は特段いただいていない。特定生産緑地は生産緑地法の制度の1つであるため、生産緑地について申し上げると、生産緑地が減少することへの危惧をもたれている市民の方からの御意見をいただくことはあるが、そもそも生産緑地は個人の財産であるため、御意見をいただいても、特定生産緑地の解除を取りやめることは難しいと考える。

榎並委員：今回の特定生産緑地の解除理由は、基本的には相続によるものと理解してよいか。それ以外の理由があればお伺いしたい。また、特定生産緑地計画図の白枠および斜線の地域はどのような地域なのか。

計画担当：解除理由については、相続のほかにも、意向に変更があり 30 年経過後に宅地化を希望している方もいる。計画図の斜線区域に関しては、基本的には平成 5 年以降に生産緑地に指定された区域、または特定生産緑地への指定を希望していない区域となっている。白枠区域は、旧法の生産緑地指定であるため、特定生産緑地の指定対象ではない箇所である。

榎並委員：色の塗られていない区域は、今後生産緑地でなくなっていく可能性が高いということによろしいか。

計画担当：特定生産緑地に指定されない箇所もあれば、まだ特定生産緑地の指定申請対象でない箇所もある。

榎並委員：今回の解除理由が、相続以外である箇所はどこか。

計画担当係長：個々の場所については、個人の事情に関わるため、あくまで全体の説明としてとどめさせていただきたい。

会 長：他にあるか。無いようなので、意見聴取事項（1）、特定生産緑地の指定及び解除について、本内容に関して、賛成の方は挙手を願う。

<全員賛成>

会 長：全員賛成により，本審議会としては特定生産緑地指定に賛成することとする。

8. その他

事 務 局：次回，第3回都市計画審議会は，11月中旬を予定している。詳細は追って御連絡
差し上げたい。

9. 閉 会

会長より閉会宣言

国分寺市都市計画審議会運営規則第3条の規定により、ここに署名する。

国分寺市都市計画審議会会長

星 卓 志

国分寺市都市計画審議会委員

伊達 淳一郎